

新型コロナウイルス感染症に係る 傷病手当金の取扱いについて

当国保組合には、組合員ご本人が病気やけがで3日以上入院をして仕事を休み、賃金が支給されない場合、申請により傷病手当金を支給する制度があります。

この制度の特例措置として、組合員ご本人が新型コロナウイルス感染症に感染し、本来医療機関に入院して治療を受ける必要があるにも関わらず、医師や保健所の指示で自宅又は宿泊施設での療養を与儀なくされ、その間仕事ができず、賃金が支給されない場合、この間は、入院をしたものとみなし、その期間が3日以上になるときは、傷病手当金の支給対象としています。

※ご家族の方は対象外です。

特例措置の期間等

●支給対象期間

「入院とみなした期間」（同一疾病につき通算40日まで）

※新型コロナウイルス感染症で入院したことがある場合、その期間は通算40日の算定に含まれます。

●本取扱いの期間

令和5年3月31日まで

●支給金額

1日につき5,000円

●必要書類（以下、いずれか一つが必要）

- ・保健所から発行された療養証明書、就業制限通知書
- ・MyHERSYSの療養証明書
- ・医療機関から発行された診断書（陽性判定日、療養期間のわかるもの）

●手続きの方法

「国民健康保険傷病手当金支給申請書」を記入し、必要書類を添付のうえ、所属の支部にて申請をしてください。

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金（特例措置）のQ & A

Q 1 新型コロナウイルス感染症の感染疑いで、保健所の指示で自宅または宿泊施設において療養（以下、「宿泊療養等」という）した場合は、傷病手当金の支給対象になりますか。

A 1 感染疑いの場合は支給対象外です。

新型コロナウイルス感染症に感染した方で、医師・保健所の指示により宿泊療養等をした方は対象となります。

Q 2 重症化のリスクが低い人が医師の診断なしに療養できる自主療養制度を利用し、自ら療養した場合、県が発行する「自主療養証明書」をもって傷病手当金の支給を受けることができますか。

A 2 医師の診断がない場合は、入院療養の必要がある方なのか否かがわからないため対象外です。

Q 3 令和 4 年 9 月 26 日から全数把握が見直しされますが、傷病手当金は受けられますか。

A 3 全数把握の対象から外れる感染者は、無症状者や軽・中症者が大勢であり、「本来、入院療養の必要がある」とまでは言えないものであるため、傷病手当金（特例措置）の対象外です。

ただし、全数把握の対象から外れた感染者であっても、医療機関を受診し、医師の診断書（陽性判定日、療養期間がわかるもの）が提出された場合は、入院療養が必要な者とみなし、傷病手当金（特例措置）の対象となります。

Q 4 新型コロナウイルス感染症に感染し、保健所の指示で令和 5 年 3 月 28 日から令和 5 年 4 月 3 日まで自宅療養をしましたが、傷病手当金はいつまで支給されますか。

A 4 特例措置の適用期間は令和 5 年 3 月 31 日までのため、令和 5 年 3 月 28 日から令和 5 年 3 月 31 日の 4 日間の自宅療養期間は支給対象となります。令和 5 年 4 月以降は支給対象外です。

Q 5 支給されるまでどのくらいかかりますか。

A 5 申請書をご提出いただいた日から約 2 か月後に口座に振込を行う予定です。ただし、申請書類の内容審査の都合で、振込が遅れる場合もあります。また、審査の結果、不支給となる場合もあります。